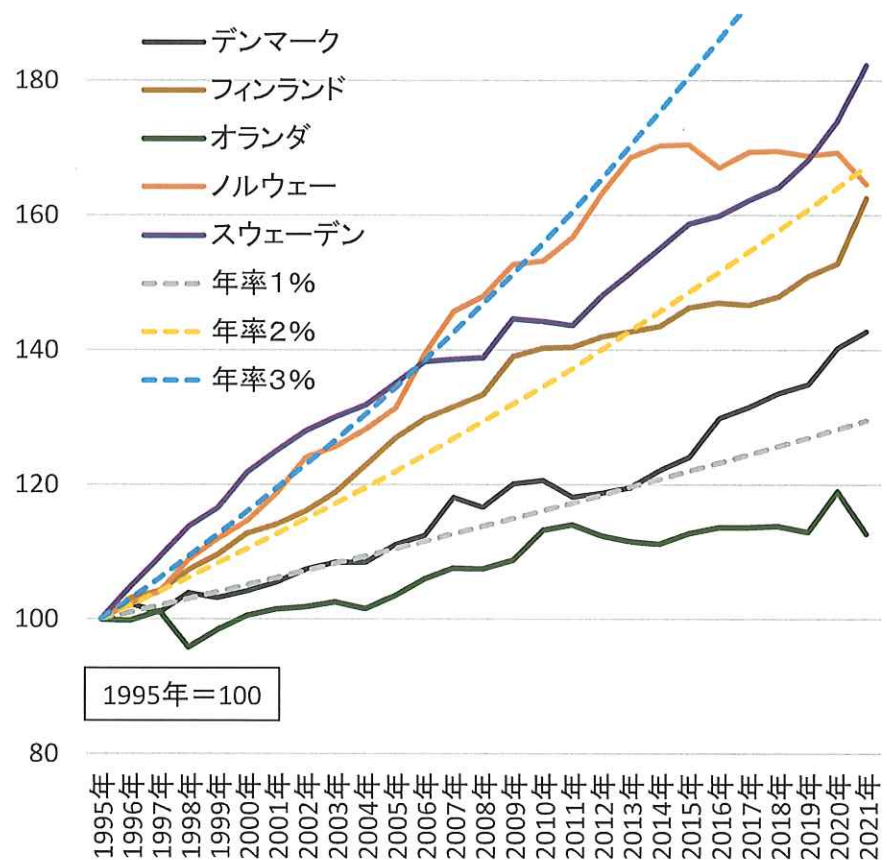
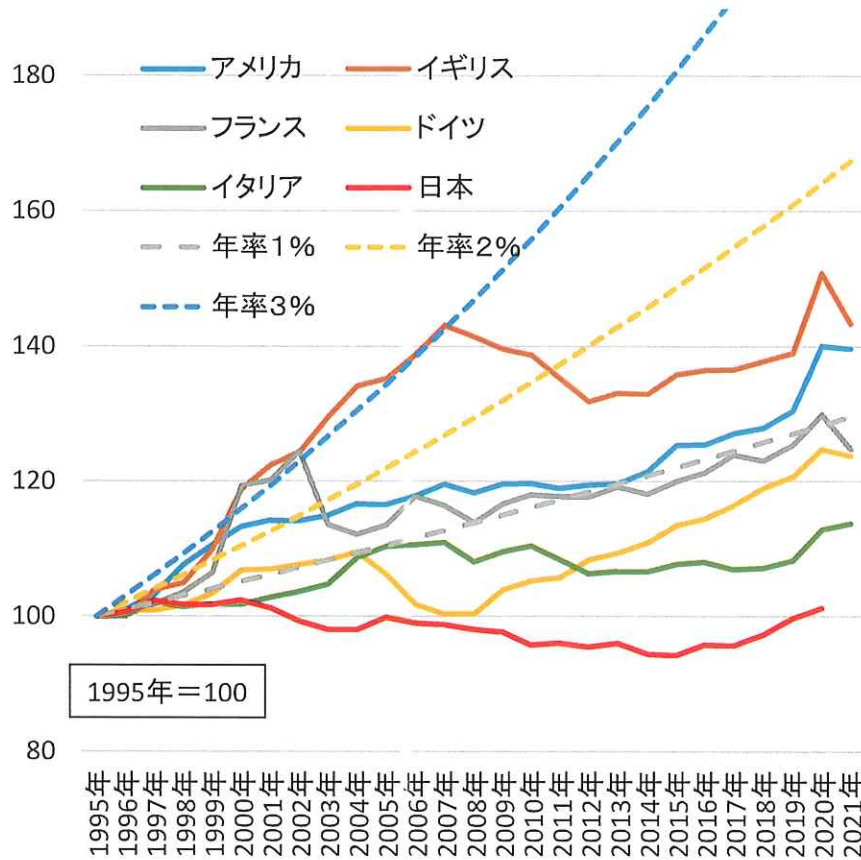


実質賃金(マンアワーベース)の国際比較



過去25年間の平均伸び率(1995～2020)

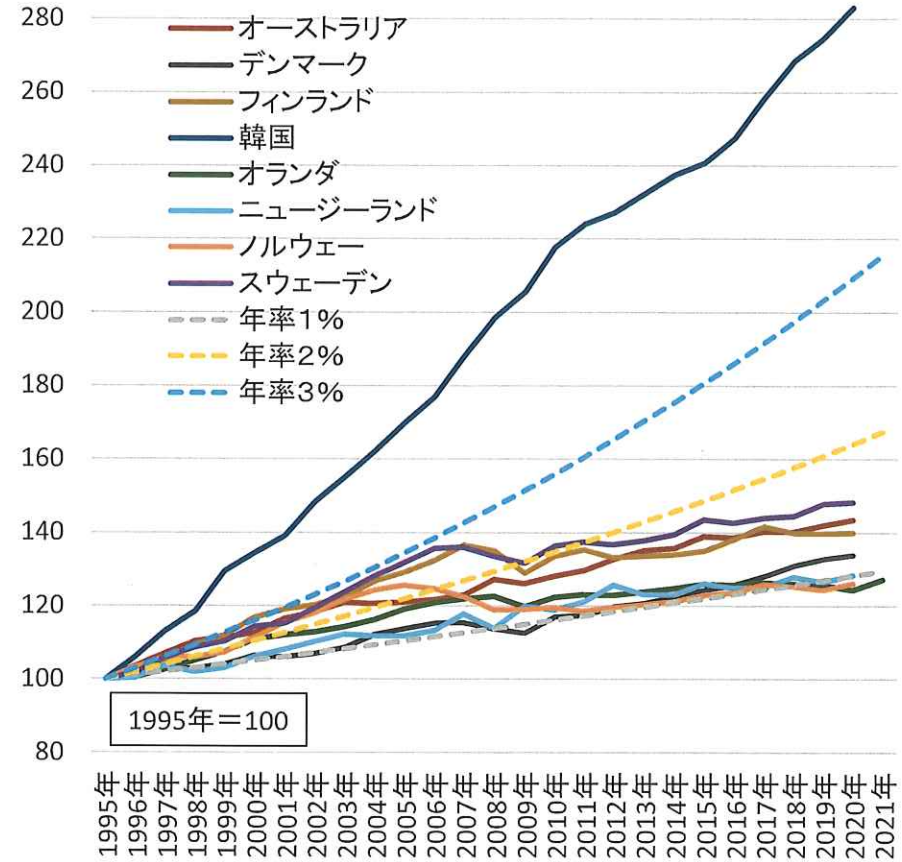
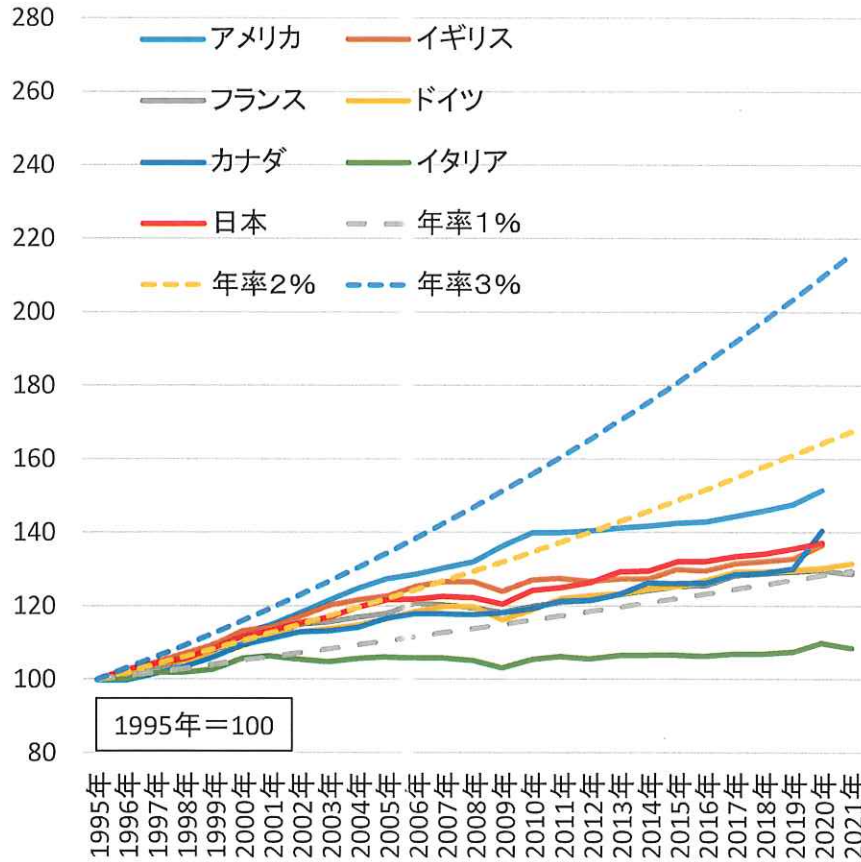
日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	イタリア	オーストラリア	デンマーク	フィンランド	韓国	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	スウェーデン
0.0%	1.4%	1.7%	1.1%	0.9%	-	0.5%	-	1.4%	1.7%	-	0.7%	-	2.1%	2.2%

(資料) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の協力のもと、「OECD.Stat」を用いて年金局数理課にて作成。

(注1) カナダ及びニュージーランドについては賃金・俸給が、韓国、オーストラリア(2000年以前及び2018年以降)については雇用者数がOECDのデータから取得できないため、集計対象外としている。

(注2) 消費者物価上昇率により実質化している。

労働生産性(実質GDP(マンアワーベース))の国際比較



過去25年間の平均伸び率(1995~2020)

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	イタリア	オーストラリア	デンマーク	フィンランド	韓国	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	スウェーデン
1.3%	1.7%	1.2%	1.0%	1.1%	1.4%	0.4%	1.5%	1.2%	1.4%	4.2%	0.9%	1.0%	0.9%	1.6%

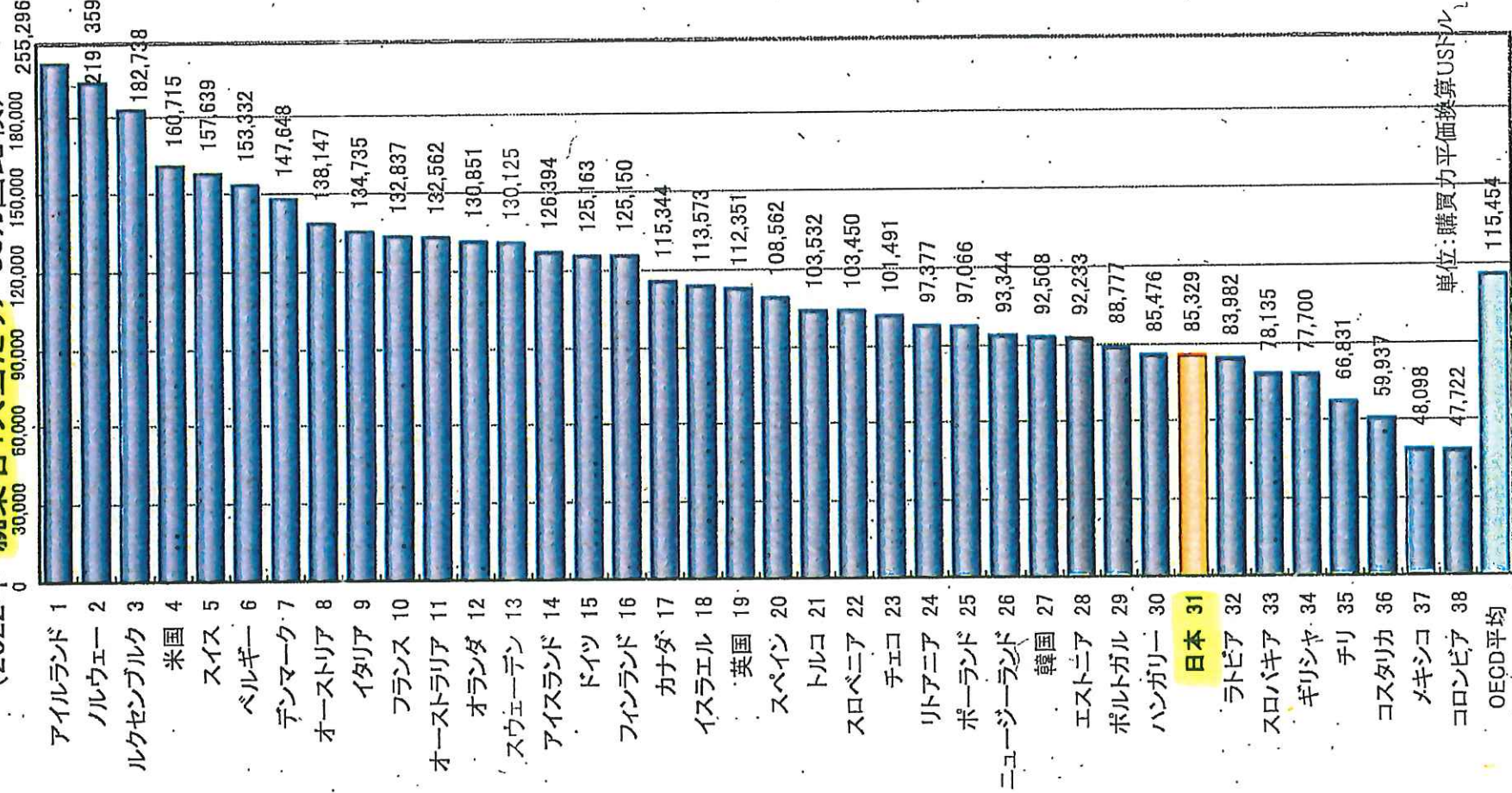
(資料) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の協力のもと、「OECD.Stat」を用いて年金局数理課にて作成。

本資料における留意点

- 本資料における各種経済指標データは、「OECD.Stat」から取得。
なお、OECDにおける「国民経済計算」のデータは2008SNAIに基づいたデータである。
- 対象国はG7(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、イタリア、日本)および、その他主要先進国(オーストラリア、デンマーク、フィンランド、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン)の計15ヶ国とした。
- 対象期間は1995年以降とした。また、歴年である。
- 賃金(マンアワーベース)については、「国民経済計算」に基づく賃金・俸給を雇用者数及び雇用者1人当たり平均労働時間で除することにより算出している。
ただし、カナダ及びニュージーランドについては賃金・俸給が、韓国、オーストラリア(2000年以前及び2018年以降)については雇用者数がOECDのデータから取得できないため、集計対象外としている(日本についても雇用者数はOECDのデータからは取得できないが、内閣府の公表値で代替している)。
- 日本の以下のデータについては、内閣府公表のSNA統計、総務省公表の消費者物価指数と一致している。
 - 名目GDP、実質GDP、GDPデフレーター
 - 消費者物価指数
 - 労働分配率関連 (雇用者報酬、賃金・俸給、営業余剰・混合所得(総)、混合所得(総))
 - 資本減耗率及び利潤率関連 (固定資産、固定資本減耗)
 - 総投資率関連 (総固定資本形成(注))(注)内閣府の「総固定資本形成」と「在庫変動」を足した値となっている。

OECD加盟諸国の労働生産性

(2022年・就業者1人当たり/38カ国比較)



単位:購買力平価換算USD/人

出典:2023年12月22日日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」より抜粋

f

平成26年9月26日長妻昭議員事務所への提出資料

平成26年9月26日
内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）

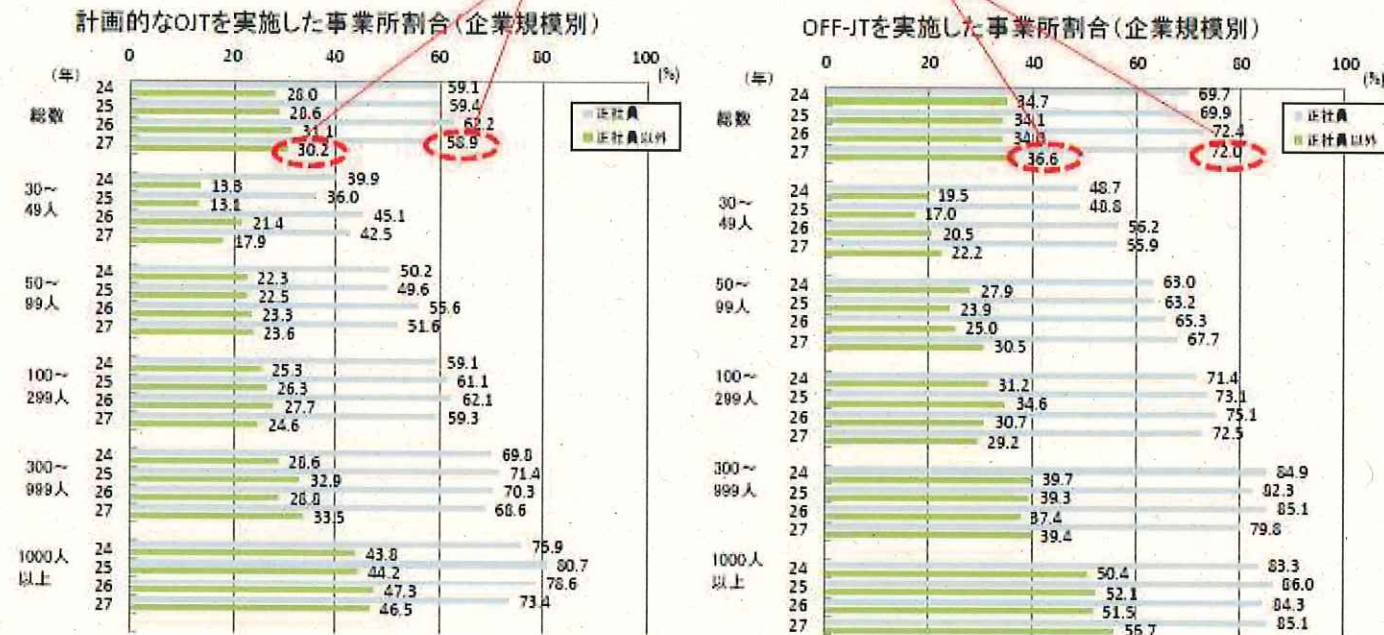
非正規雇用比率が高まると、一般論として、労働生産性は下がるのか。

- 非正規雇用比率と労働生産性との関係については、個々の非正規労働者の能力など様々な要素が影響を与えると考えられ、一概には申し上げられない。
- しかしながら、一般的に申し上げれば、非正規雇用者は正規雇用者に比べて職業教育訓練による人材育成機会が少ないとみられることから、非正規雇用比率が高まると、必要な技能や労働者の熟練の蓄積がなされず、労働の質が低下し、労働生産性を押し下げる可能性がある。

正社員・正社員以外別、教育訓練を実施した事業所割合

○ 全ての企業規模において、正社員と比較して、**正社員以外の能力開発機会が乏しい。**

正社員以外は、正社員の約半分となっている。

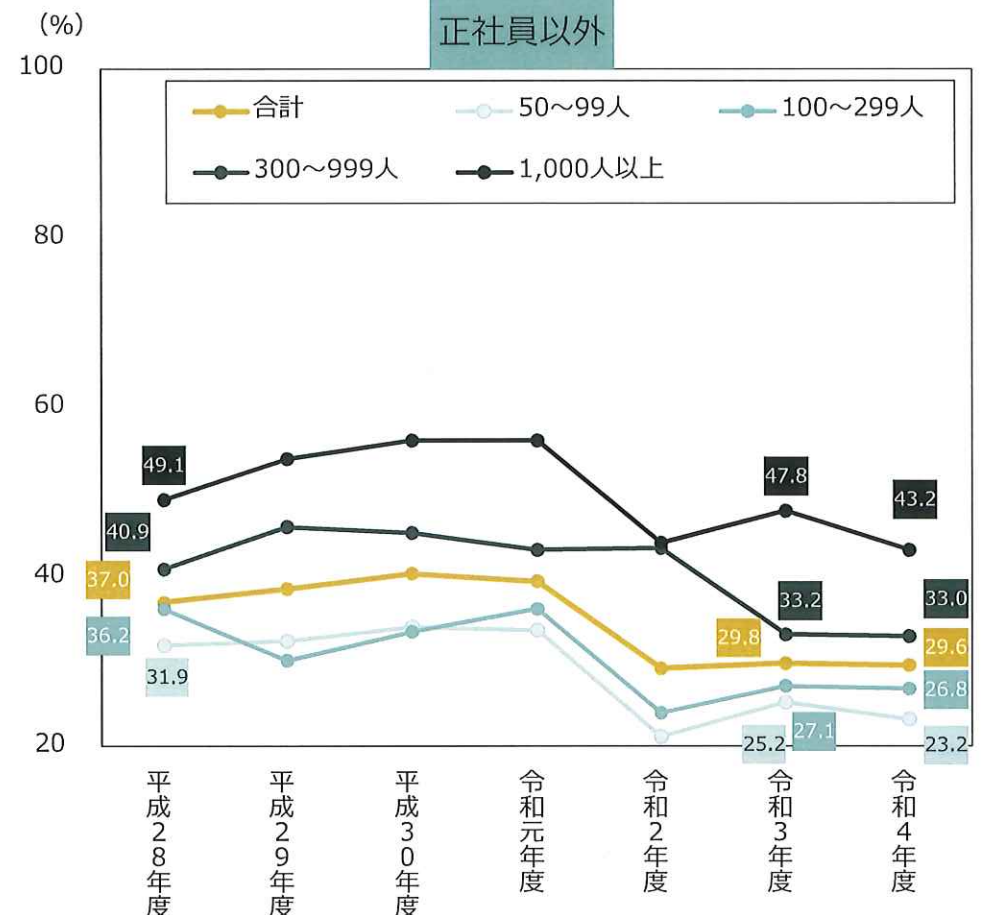
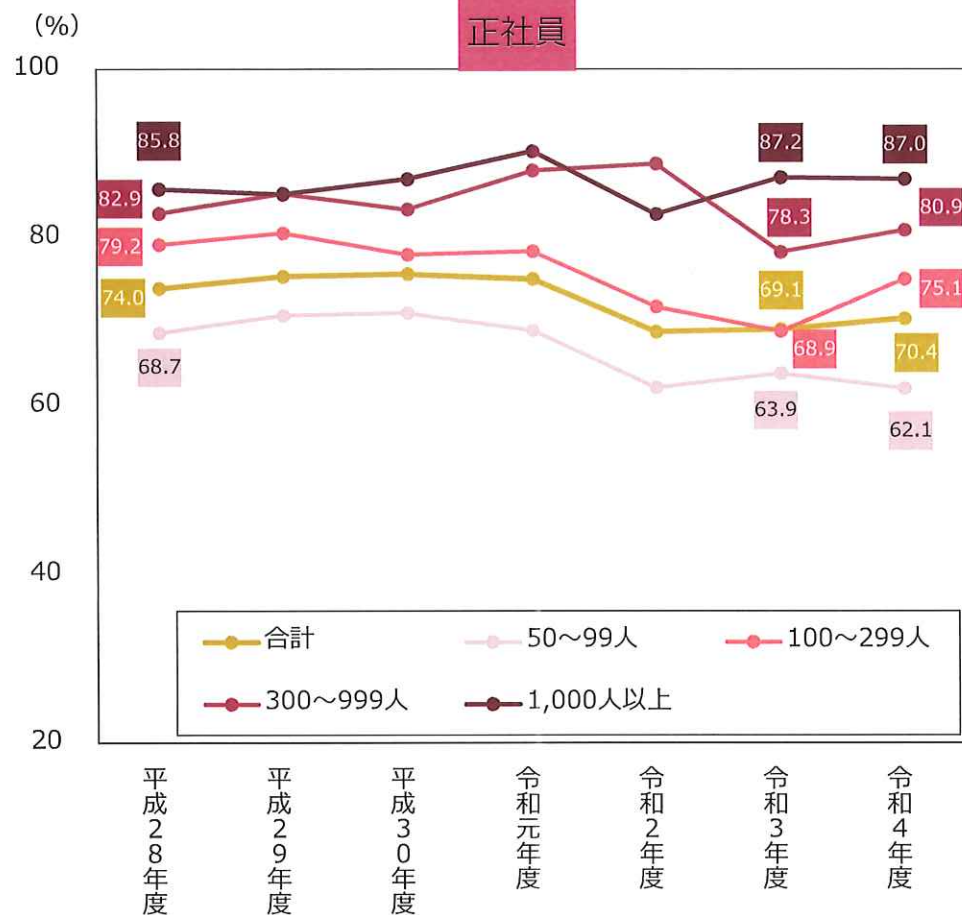


資料出所：厚生労働省「能力開発基本調査（2012～2015年度）」（調査対象年度は2011～2014年度）
 (注) 正社員：常用労働者のうち、雇用期間の定めない者であって、パートタイム労働者などを除いた社員をいう。
 正社員以外：常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。
 なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

OFF-JTの実施状況（企業規模別・雇用形態別）

- OFF-JTを実施している事業所の割合は、いずれの企業規模においても正社員について高く、正社員以外について低くなっている。また、正社員・正社員以外のいずれも、企業規模が大きいほど、実施割合が高い傾向にある。

OFF-JTを実施した事業所割合



(注) 各調査年度の前年度1年間に実施したOFF-JTについて調査したもの。「OFF-JT」とは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。

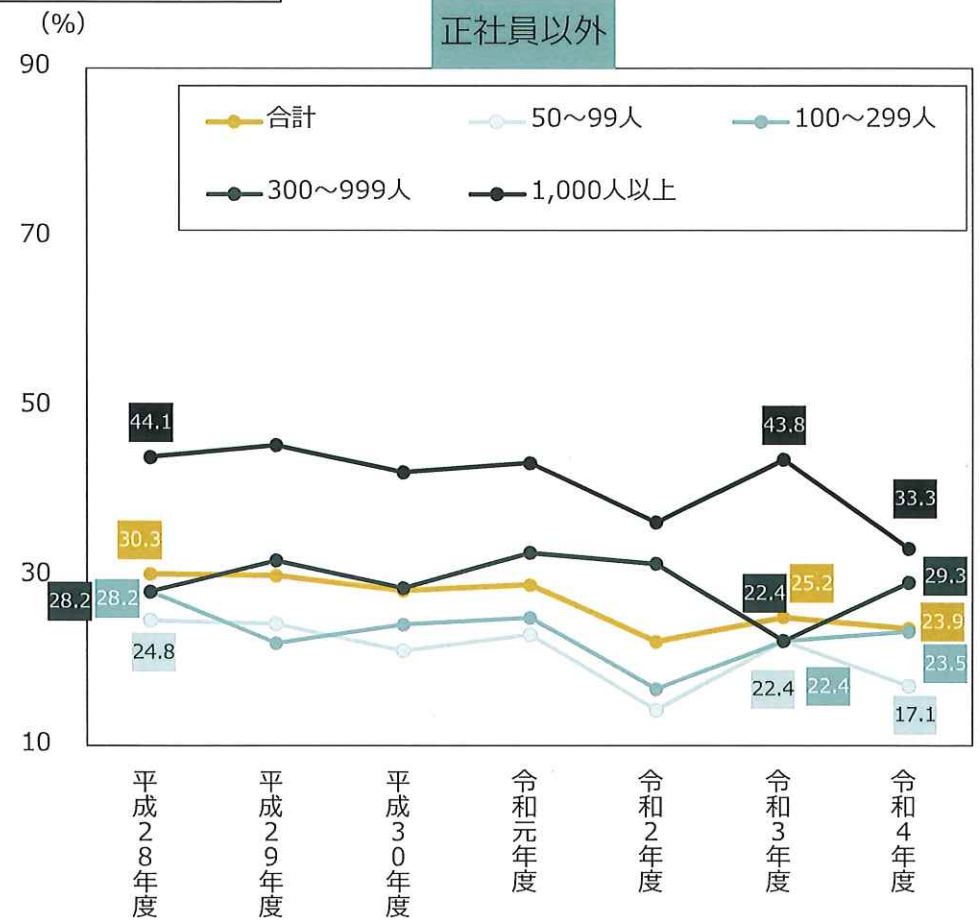
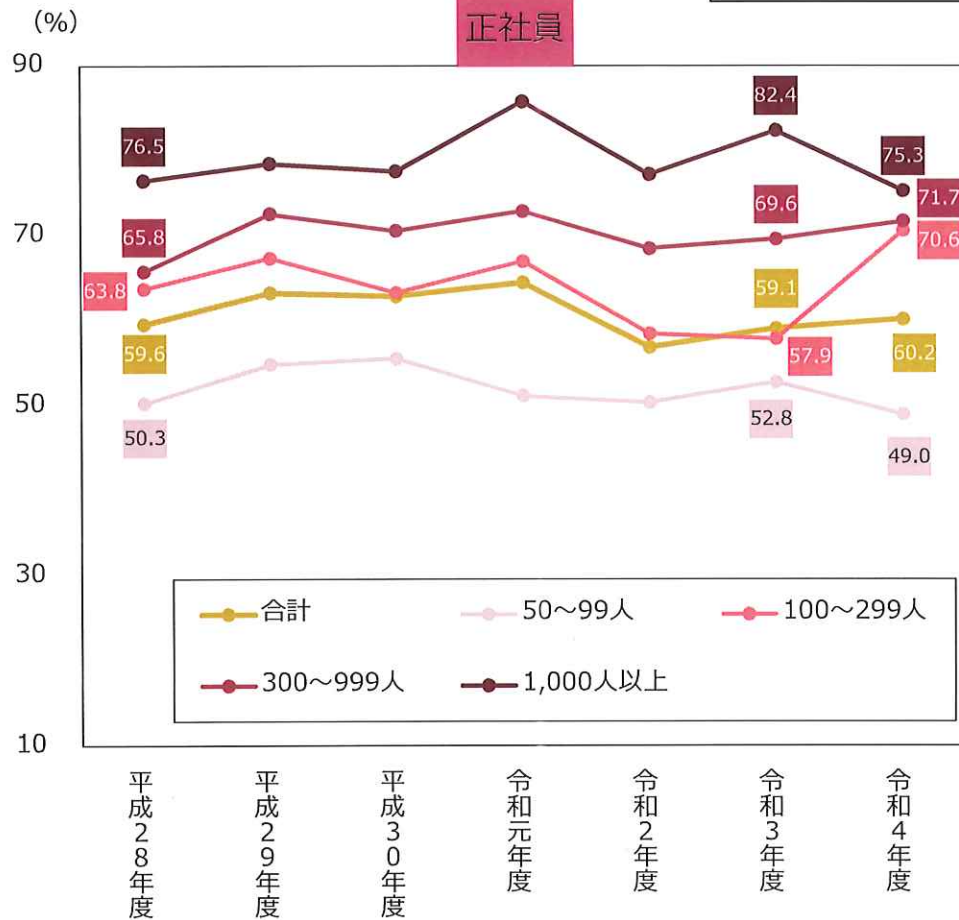
(出所) 厚生労働省「平成28年度～令和4年度能力開発基本調査（事業所調査）」

令和6年2月28日 衆議院予算委員会第一分科会 立憲民主党 長妻昭 提出資料

計画的なOJTの実施状況（企業規模別・雇用形態別）

- 計画的なOJTを実施している事業所の割合は、いずれの企業規模においても正社員について高く、正社員以外について低くなっている。また、正社員・正社員以外のいずれも、企業規模が大きいほど、実施割合が高い傾向にある。

計画的なOJTを実施した事業所割合

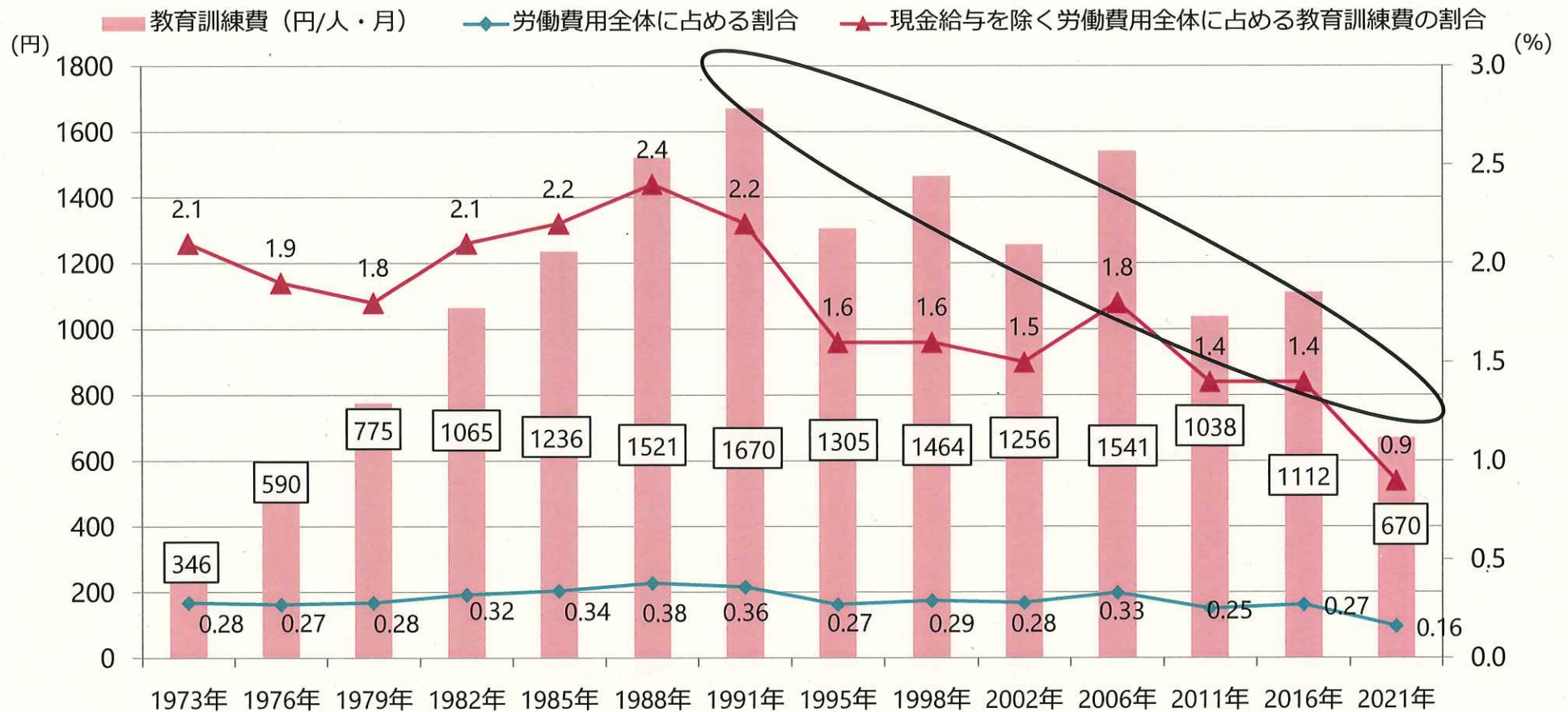


(注) 各調査年度の前年度1年間に実施した計画的なOJTについて調査したもの。ここでの「計画的なOJT」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練（OJT）のうち、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に実施する教育訓練をいう。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどを含む。

(出所) 厚生労働省「平成28年度～令和4年度能力開発基本調査（事業所調査）」

企業の支出する教育訓練費の推移

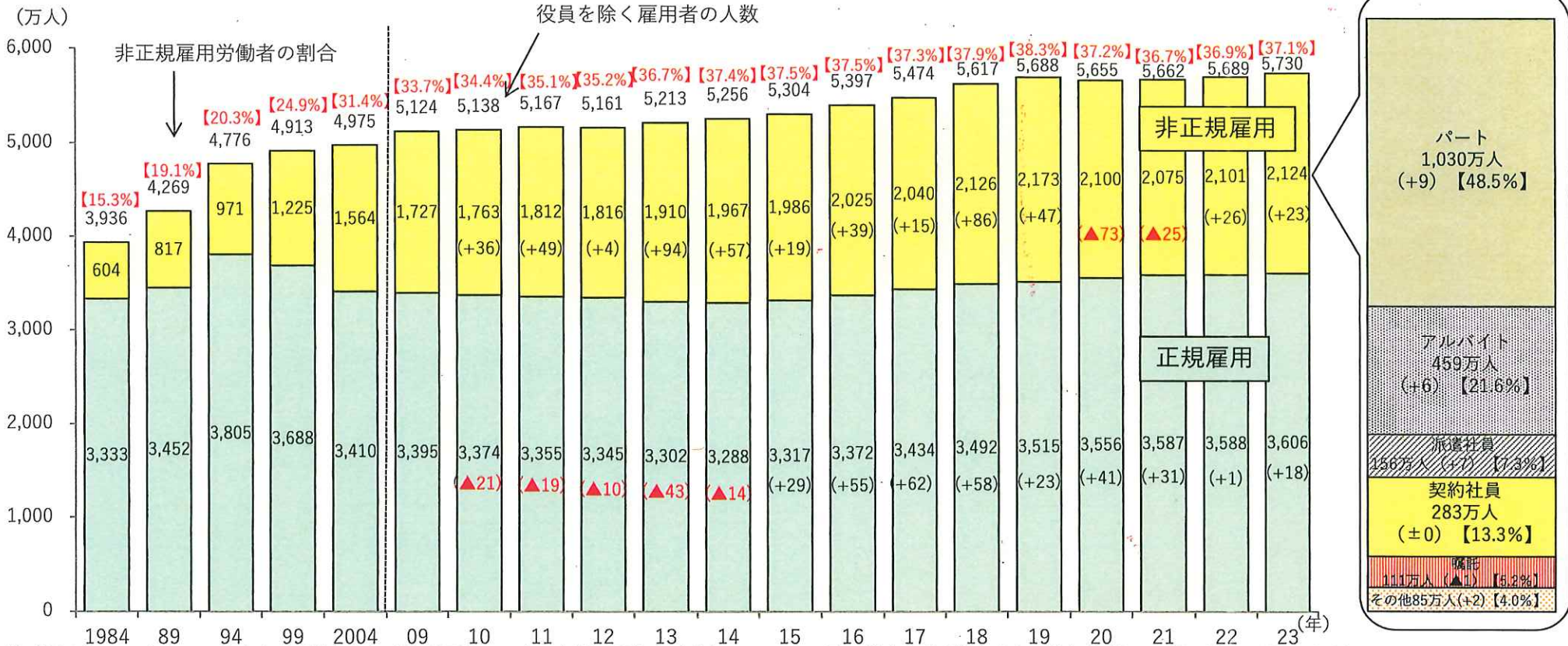
- 民間企業における現金給与を除く労働費用に占める教育訓練費の割合の推移をみると、80年代には上昇していたが、90年代以降低下・横ばい傾向にある。



(注) 1) ここでいう教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。
 2) 現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる
 3) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていない。
 (出所) 労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」（抽出調査）

正規雇用と非正規雇用労働者の推移

- 正規雇用労働者は3,606万人（2023年平均。以下同じ）。対前年比で9年連続の増加（+18万人）。
- 非正規雇用労働者は2,124万人。2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少したが、2022年以降増加(+23万人)。
- 役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は37.1%。前年に比べ0.2ポイントの上昇。



(資料出所) 1999年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、2004年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

- (注) 1) 2009年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 2) 2010年から2014年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 3) 2015年から2021年までの数値は、2020年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。
 4) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(2015年国勢調査基準)。
 5) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 6) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 7) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 8) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

社会保障の総負担の考え方

～国民負担率を抑えると、
自己負担や家族の負担が増える～

社会支出GDP比(%)	日本25.97	仏35.62	独28.16	英22.49	米29.67
国民負担率(%)	日本46.8(潜在53.9)	仏69.9(83.0)	独54.0(59.7)	英46.0(63.4)	米32.3(50.8)
					スウェーデン 54.5(58.6)



※社会支出GDP比の数値について

日本は2021年度の数値。諸外国は2023年の数値。なお、イギリスは2019年のEU離脱に伴い集計方法が異なるため参考値となる。

※国民負担率の数値について

日本は2023年度見通しの数値。諸外国は2020年の数値(暫定値)。ただし、日本については社会保障基金を含まず、米国については社会保障年金信託基金を含まない。

※この資料のデータは、社会保障費用統計、国民経済計算、OECD「National Accounts」、OECD「Revenue Statistics」、OECD「Economic Outlook112」より抽出している。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋 (改革工程)

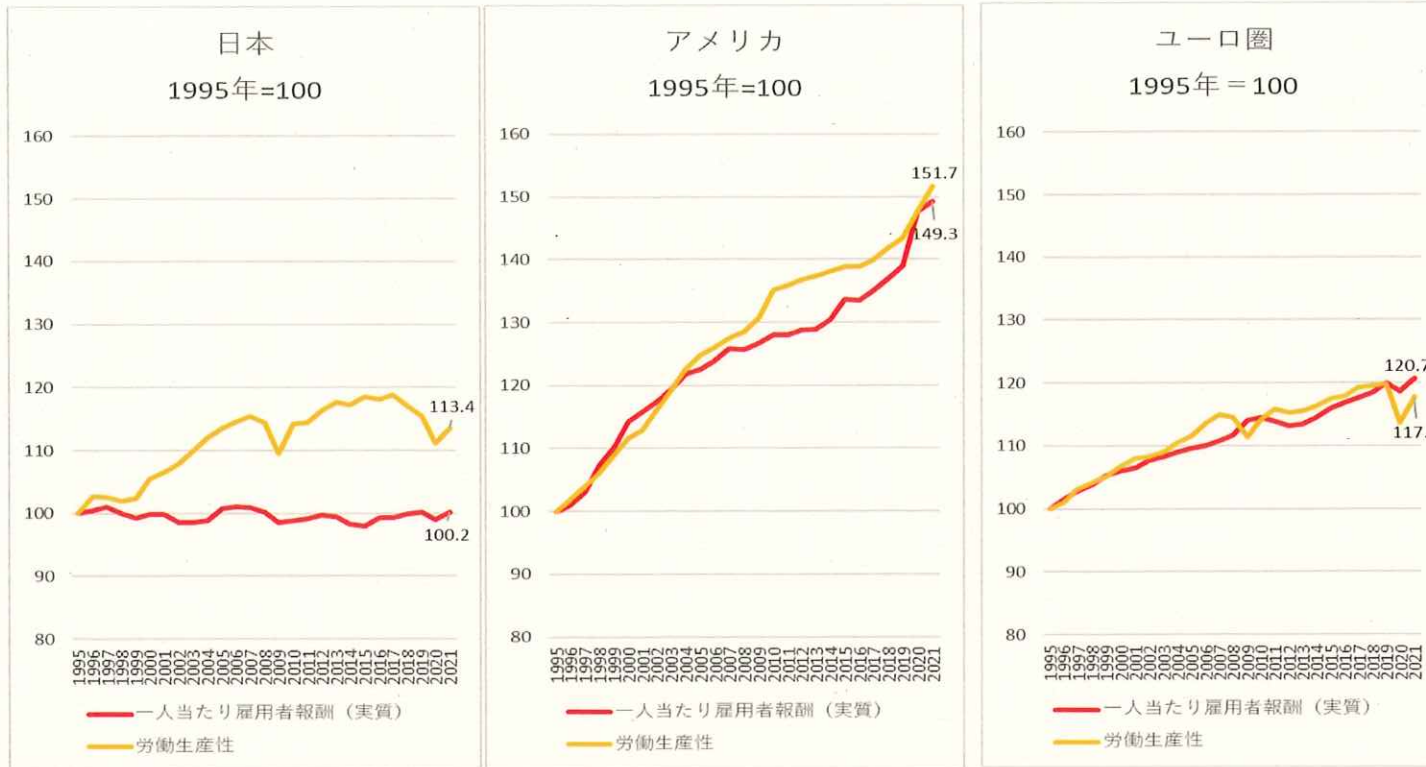
- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

主な改革項目と工程

※ 2040年頃を見据えた中長期的取組については、省略。

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	<ul style="list-style-type: none"> （労働市場や雇用の在り方の見直し） ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組 等 	<ul style="list-style-type: none"> （勤労者皆保険の実現に向けた取組） ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃等 ・フリーランス等の社会保険の適用の在り方の整理 等 ・年収の壁に対する取組 等
医療・介護制度等の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・前期財政調整における報酬調整の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ※上記2項目は法改正実施済み ・介護保険制度改革（第1号保険料負担の在り方） ・介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等） ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 ・入院時の食費の基準の見直し等 ・生活保護制度の医療扶助の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> （生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上） ・医療DXによる効率化・質の向上 等 ・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進（地域医療構想、かかりつけ医機能が発揮される制度整備） ・介護の生産性・質の向上 ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案等 等 ・国保の都道府県保険料率水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方） ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上 等 ・生活保護の医療扶助の適正化等 ・障害福祉サービスの地域差の是正（能力に応じた全世代の支え合い） ・介護保険制度改革（利用者負担（2割負担）の範囲、多床室の室料負担） ・医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現（高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等） ・高齢者の活躍促進 等 ・疾病予防等の取組の推進や健康づくり等 ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し（高額療養費自己負担限度額の見直し/入院時の食費の基準の見直し） 等
「地域共生社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の更なる促進 ・社会保障教育の一層の推進 ・住まい支援強化に向けた制度改正 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立対策の推進 ・身寄りのない高齢者等への支援 等

一人当たり実質雇用者報酬と労働生産性（国際比較） [1995年=100]

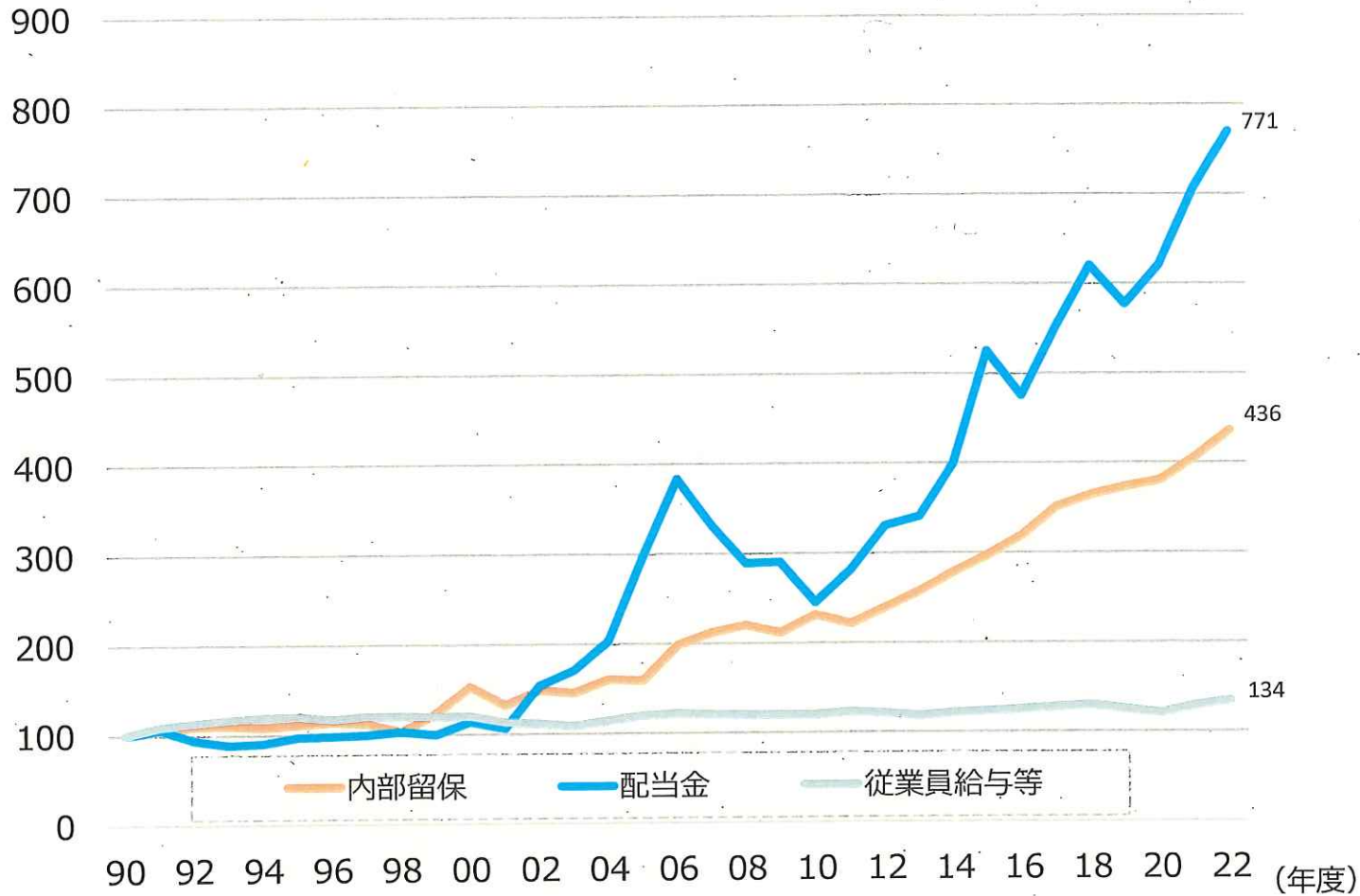


出所:OECD Economic Outlook No.113
注：実質雇用者報酬は、OECDのデータを元に試算。

2024年1月26日厚生労働省政策統括室

内部留保、配当金、従業員給与等の推移

(1990年度=100)



(出所) 法人企業統計年次別調査

(注1) 内部留保は利益準備金、積立金、繰越利益剰余金の合計額。

(注2) 配当金は中間配当金、配当金の合計額。

(注3) 従業員給与等は、従業員給与、従業員賞与の合計額。

令和5年10月24日

財務省財務総合政策研究所調査統計部

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

表4 投資部門別株式保有比率の推移（長期データ）

年度	政府・地方 公共団体	金融機関	a. 都銀・ 地銀等		b. 信託銀行	a) b)のうち 年金信託		c. 生命保険 会社	d. 損害保険 会社	e. その他の 金融機関	証券会社	事業法人等	外国法人等	個人・ その他
			投資信託	年金信託										
1970	0.6	31.6	15.8	—	—	2.1	1.8	10.0	3.7	2.1	1.3	23.9	4.9	37.7
1975	0.4	35.5	19.0	—	—	2.2	2.4	10.2	4.4	2.0	1.4	27.0	3.6	32.1
1980	0.4	38.2	19.9	—	—	1.9	0.4	11.5	4.6	2.3	1.5	26.2	5.8	27.9
1985	0.3	39.8	20.9	—	—	1.7	0.8	12.3	4.1	2.4	1.9	28.8	7.0	22.3
1990	0.3	43.0	15.7	9.8	—	3.7	0.9	12.0	3.9	1.6	1.7	30.1	4.7	20.4
1995	0.3	41.1	15.1	10.3	—	2.2	1.8	11.1	3.6	1.0	1.4	27.2	10.5	19.5
1996	0.2	41.9	15.1	11.2	—	2.0	2.4	11.1	3.6	0.9	1.0	25.6	11.9	19.4
1997	0.2	42.1	14.8	12.4	—	1.6	3.8	10.6	3.5	0.9	0.7	24.6	13.4	19.0
1998	0.2	41.0	13.7	13.5	—	1.4	4.7	9.9	3.2	0.8	0.6	25.2	14.1	18.9
1999	0.1	36.5	11.3	13.6	—	2.2	5.0	8.1	2.6	0.9	0.8	26.0	18.6	18.0
2000	0.2	39.1	10.1	17.4	—	2.8	5.5	8.2	2.7	0.7	0.7	21.8	18.8	19.4
2001	0.2	39.4	8.7	19.9	—	3.3	6.0	7.5	2.7	0.7	0.7	21.8	18.3	19.7
2002	0.2	39.1	7.7	21.4	—	4.0	5.8	6.7	2.6	0.7	0.9	21.5	17.7	20.6
2003	0.2	34.5	5.9	19.6	—	3.7	4.5	5.7	2.4	0.9	1.2	21.8	21.8	20.5
2004	0.2	32.0	5.2	18.4	—	3.8	3.9	5.2	2.2	1.0	1.2	22.1	23.3	21.3
2005	0.2	30.9	4.7	18.0	—	4.3	3.5	5.1	2.1	1.0	1.4	21.3	26.3	19.9
2006	0.3	30.7	4.6	17.6	—	4.6	3.5	5.3	2.2	1.0	1.8	20.8	27.8	18.7
2007	0.4	30.5	4.7	17.3	—	4.8	3.5	5.4	2.2	0.9	1.5	21.4	27.4	18.7
2008	0.4	32.0	4.8	18.8	—	5.0	3.5	5.3	2.1	0.9	1.0	22.6	23.5	20.5
2009	0.3	30.6	4.3	18.4	—	4.7	3.4	5.0	2.0	0.9	1.6	21.3	26.0	20.1
2010	0.3	29.7	4.1	18.2	—	4.4	3.2	4.5	1.9	1.0	1.8	21.2	26.7	20.3
2011	0.3	29.4	3.9	18.6	—	4.5	3.0	4.3	1.8	0.8	2.0	21.6	26.3	20.4
2012	0.2	28.0	3.8	17.7	—	4.5	2.5	4.1	1.6	0.8	2.0	21.7	28.0	20.2
2013	0.2	26.7	3.6	17.2	—	4.8	2.1	3.7	1.4	0.7	2.3	21.3	30.8	18.7
2014	0.2	27.4	3.7	18.0	—	4.8	1.8	3.6	1.4	0.7	2.2	21.3	31.7	17.3
2015	0.1	27.9	3.7	18.8	—	5.6	1.5	3.4	1.3	0.7	2.1	22.6	29.8	17.5
2016	0.1	28.4	3.5	19.6	—	6.3	1.3	3.4	1.2	0.7	2.2	22.1	30.1	17.1
2017	0.1	28.7	3.3	20.4	—	7.2	1.2	3.2	1.1	0.7	2.0	21.9	30.3	17.0
2018	0.2	29.5	3.1	21.5	—	8.7	1.0	3.2	1.0	0.7	2.3	21.7	29.1	17.2
2019	0.1	29.5	2.9	21.7	—	8.4	1.0	3.2	1.0	0.7	2.0	22.3	29.6	16.5
2020	0.1	29.9	2.7	22.5	—	9.7	1.0	3.1	0.9	0.7	2.5	20.4	30.2	16.8
2021	0.2	30.0	2.5	22.9	—	9.9	1.0	3.0	0.9	0.8	2.7	20.0	30.4	16.5
2022	0.2	29.6	2.3	22.6	—	9.6	0.8	3.0	0.9	0.8	2.9	19.6	30.1	17.6
最高(年度)	0.9(1986)	44.1(1988)	20.9(1985)	22.9(2021)	—	9.9(2021)	6.0(2001)	12.8(1986)	4.8(1979)	2.6(1987)	2.9(2022)	30.3(1987)	31.7(2014)	37.7(1970)
最低(年度)	0.1(2020)	26.7(2013)	2.3(2022)	7.3(1986)	—	1.4(1998)	0.4(1982)	3.0(2022)	0.9(2022)	0.7(2017)	0.6(1998)	19.6(2022)	2.7(1978)	16.5(2019)

(注) 1. 1985年度以前の信託銀行は、都銀・地銀等に含まれる。
2. 2004年度～2021年度まではASDAQ上場銘柄を含む。2022年度以降は、その時点の上場銘柄を対象。

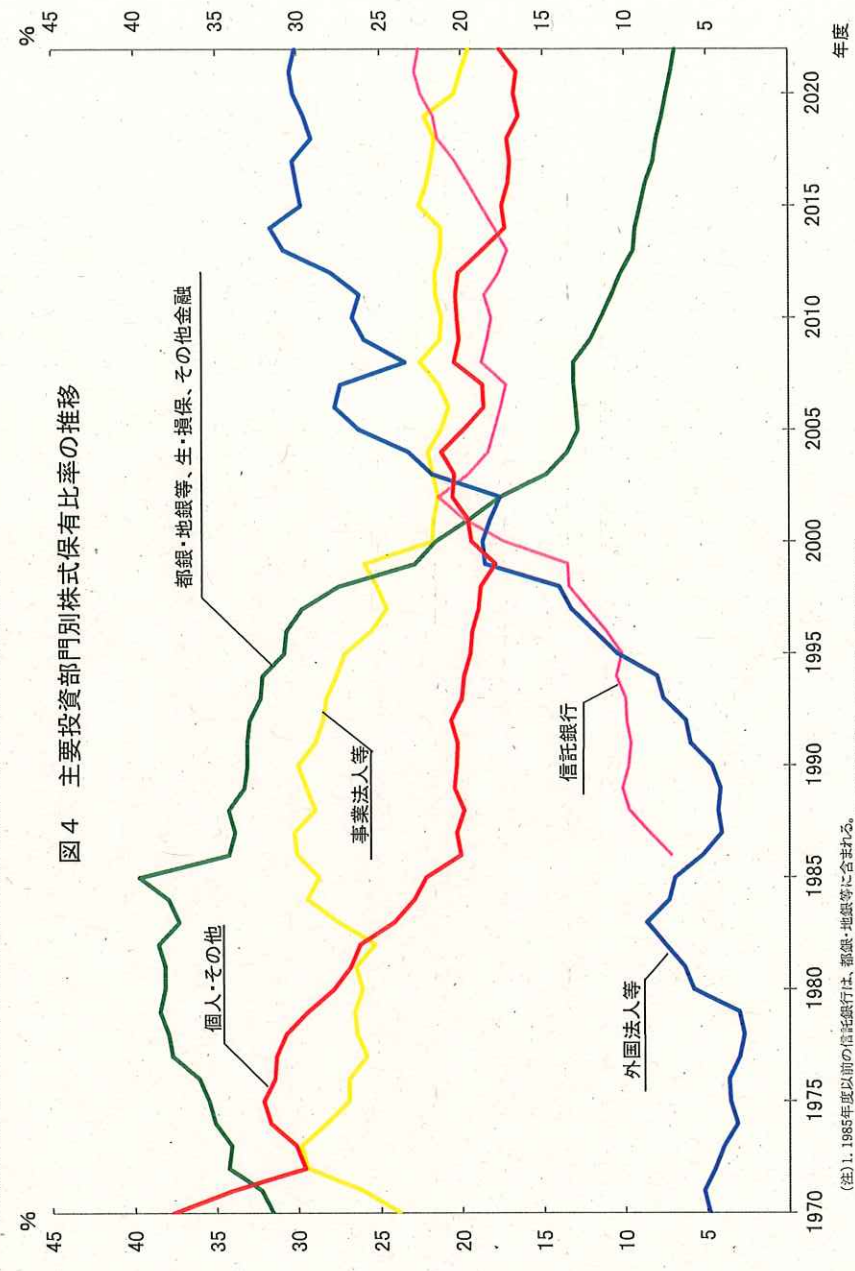


図4 主要投資部門別株式保有比率の推移

5

※ここは個人は日本人のみ

↑
1989

(注) 1. 1985年度以前の信託銀行は、都銀・地銀等に含まれる。
2. 2004年度～2021年度まではASDAQ上場銘柄を含む。2022年度以降は、その時点の上場銘柄を対象。

目指す社会の方向性

すべての人に「居場所」と「出番」のある社会
～どんな環境に生まれても一人ひとりの持ち味が生きる～

■ 人権軽視 から 人権尊重

(過度な自己責任論がはびこる社会からの脱却)

■ 格差放置 から 格差是正

(生まれた環境で人生が決まる社会からの脱却)

■ 一つの価値 から 多様性

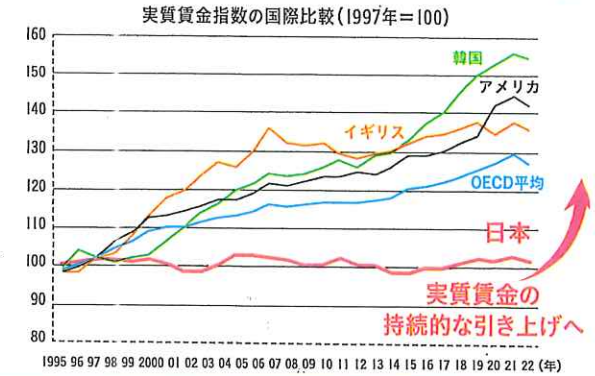
(一つの価値や生き方を押し付ける社会からの脱却)

日本を
伸ばすために
掲げる目標

物価を上回る**年収アップ**

当面の目標として、3%の名目賃金上昇率の実現。

この30年、諸外国の実質賃金指数が上がるなか、日本は停滞



「人からはじまる経済再生」

基本戦略

他の先進国に比べて日本が手薄になっている「人への投資」を伸ばし、一人ひとりの持ち味が活きる社会を創造する。同時に、思い切った重点投資でGLLD分野を伸ばし、世界をリードする日本の「飯のタネ」を作り上げる。そして、セーフティネットの整備とフェアな分配・再分配により「安心」を確保し、幅広く消費を伸ばす。

立憲民主党
の経済政策

「人」を伸ばす
稼ぐ力アップ

「産業」を伸ばす
供給力アップ

「消費」を伸ばす
需要アップ

ビジョン22^{※4}
の7つの柱

- 人への投資で未来をつくる
- すべての人に居場所と出番のある多様で自由な共生社会

- 環境と成長が調和する定常社会^{※2}
- 一極集中から分散型社会へ、自然と調和した街と住まい

- すべての人に安心のベーシックサービス^{※3}
- 公平な税制と再分配で格差と貧困の少ない社会へ

10年後の日本の「飯のタネ」をつくる。



● 分断社会を終わらせる調和の政治

全文は
こちら

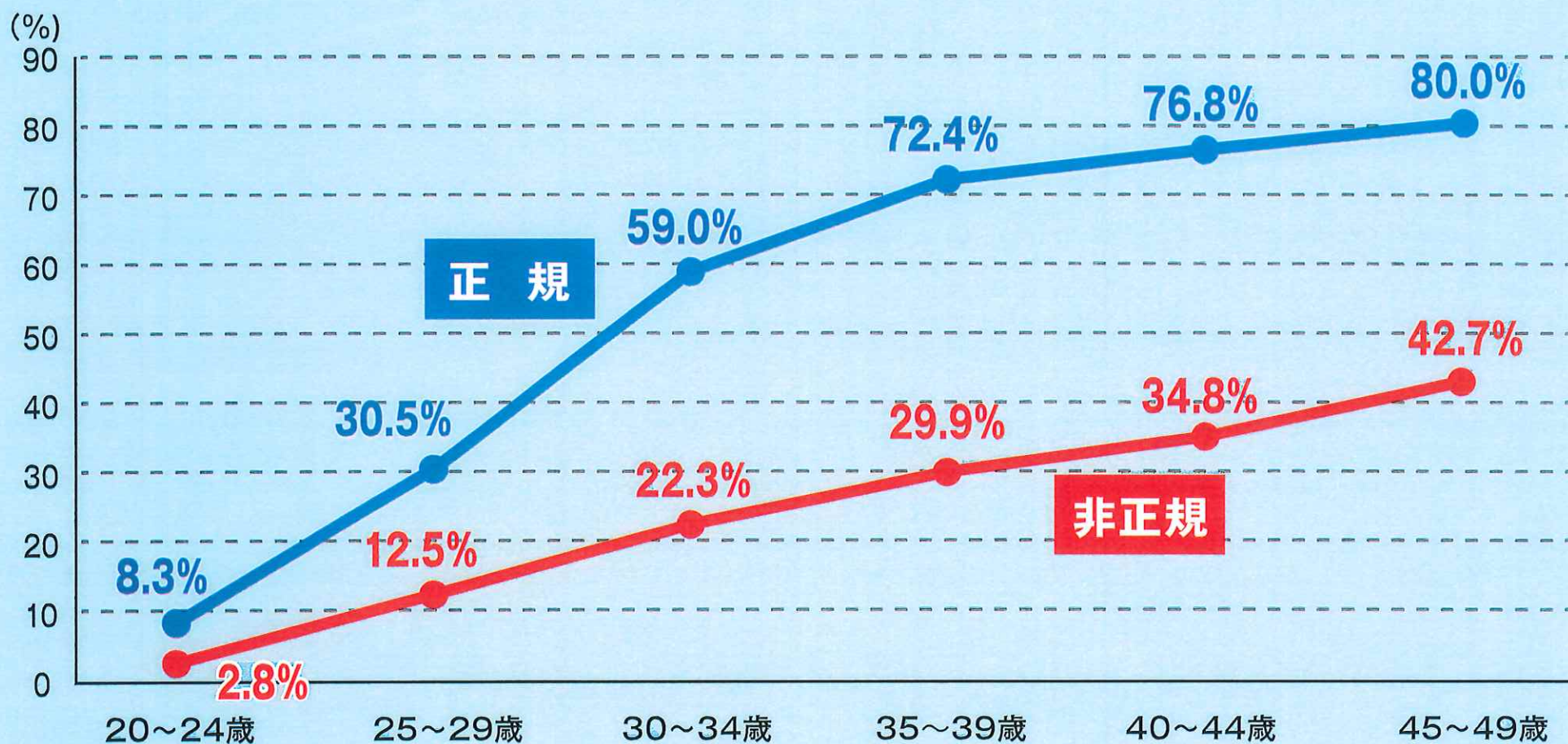


※1 GLLD=「グリーン(Green)、ライフ(Life)、ローカル(Local)、デジタル(Digital)」
 ※2 「定常社会」=右肩上がりの成長、特に経済成長を絶対的な目標としなくとも十分な豊かさを実現されていく社会
 ※3 「ベーシックサービス」=教育、医療、介護など人間が生きていく上で不可欠なサービス

※4 「ビジョン22」=党綱領に掲げる「一人ひとりが個人として尊重され、多様な価値観や生き方を認め、互いに支え合いつつ、すべての人に居場所と出番のある共生社会」などを具現化するための中長期ビジョンです。有識者や学生(皆さん)と共に、社会の基本構想を議論し、2022年5月に取りまとめました。

雇用形態別・年齢階級別の有配偶率

～非正規雇用者の結婚率は正社員の半分～



(出典)総務省「平成29年就業構造基本調査」より、「第11-1表 男女、配偶関係、産業、従業上の地位・雇用形態・起業の有無、年齢別人口(有業者)ー全国」を基に国会図書館で資料作成

2020年

全国全数

令和2年国勢調査
配偶関係、年齢(5歳階級)、男女別親と「同居している」者の割合

男女、年齢	総数				うち未婚				(%)
	(人)		(%)		(人)		(%)		
	総数 1)	同居して いない	同居して いる	同居の 割合2)	総数 1)	同居して いない	同居して いる	同居の 割合2)	
総数3)	126,146,099	86,193,306	39,438,883	31.4	43,442,335	10,683,122	32,719,131	75.4	
15歳未満	14,955,692	84,064	14,835,962	99.4	14,955,692	84,064	14,835,962	99.4	
15～19歳	5,617,440	506,158	5,109,127	91.0	5,568,998	466,845	5,100,022	91.6	
20～24	5,931,306	2,283,781	3,646,836	61.5	5,207,371	1,623,911	3,582,912	68.8	
25～29	6,031,964	3,680,127	2,351,418	39.0	3,730,227	1,542,847	2,187,171	58.6	
30～34	6,484,594	4,633,269	1,850,967	28.5	2,510,676	976,349	1,534,193	61.1	
35～39	7,311,567	5,519,904	1,791,330	24.5	2,020,933	746,705	1,274,139	63.0	
40～44	8,291,077	6,338,790	1,951,973	23.5	1,923,980	707,600	1,216,297	63.2	
45～49	9,650,293	7,399,063	2,250,892	23.3	2,067,894	818,180	1,249,614	60.4	
50～54	8,539,851	6,632,582	1,907,006	22.3	1,610,402	741,270	869,047	54.0	
55～59	7,767,482	6,176,718	1,590,493	20.5	1,156,000	648,110	507,802	43.9	
60～64	7,297,190	6,137,926	1,158,988	15.9	821,473	593,586	237,783	28.9	
65歳以上	35,335,805	34,338,930	993,891	2.8	1,868,689	1,743,655	124,189	6.6	
男3)	61,349,581	40,531,391	20,563,971	33.7	23,495,893	6,147,788	17,327,574	73.8	
15歳未満	7,659,971	45,461	7,596,159	99.4	7,659,971	45,461	7,596,159	99.4	
15～19歳	2,880,029	290,939	2,588,012	89.9	2,855,096	269,823	2,584,202	90.5	
20～24	3,017,869	1,197,652	1,819,858	60.3	2,669,610	875,050	1,794,274	67.2	
25～29	3,074,087	1,868,590	1,205,261	39.2	2,009,359	868,450	1,140,790	56.8	
30～34	3,297,031	2,295,859	1,000,977	30.4	1,440,358	568,379	871,914	60.5	
35～39	3,696,855	2,713,571	983,073	26.6	1,197,991	498,001	759,937	63.4	
40～44	4,189,446	3,119,811	1,069,445	25.5	1,154,540	417,690	736,800	63.8	
45～49	4,862,990	3,639,226	1,223,560	25.2	1,254,286	491,213	763,007	60.8	
50～54	4,277,003	3,263,404	1,013,463	23.7	984,378	451,881	532,452	54.1	
55～59	3,865,303	3,024,557	840,617	21.7	725,910	407,955	317,905	43.8	
60～64	3,592,903	2,958,506	634,290	17.7	535,989	382,616	153,323	28.6	
65歳以上	15,344,951	14,754,955	589,256	3.8	1,008,405	931,269	76,811	7.6	
女3)	64,796,518	45,661,915	18,874,912	29.2	19,946,442	4,535,334	15,391,557	77.2	
15歳未満	7,295,721	38,603	7,239,803	99.5	7,295,721	38,603	7,239,803	99.5	
15～19歳	2,737,411	215,219	2,521,115	92.1	2,713,902	197,022	2,515,820	92.7	
20～24	2,913,437	1,086,129	1,826,978	62.7	2,597,761	748,861	1,788,638	70.5	
25～29	2,957,877	1,811,537	1,146,157	38.8	1,720,868	674,397	1,046,381	60.8	
30～34	3,187,563	2,337,410	849,990	26.7	1,070,318	407,970	662,279	61.9	
35～39	3,614,712	2,806,333	808,257	22.4	822,942	308,704	514,202	62.5	
40～44	4,101,631	3,218,979	882,528	21.5	769,440	289,910	479,497	62.3	
45～49	4,787,303	3,759,837	1,027,332	21.5	813,608	326,967	486,607	59.8	
50～54	4,262,848	3,369,178	893,543	21.0	626,024	289,389	336,595	53.8	
55～59	3,902,179	3,152,161	749,876	19.2	430,090	240,155	189,897	44.2	
60～64	3,704,287	3,179,420	524,898	14.2	285,484	200,970	84,460	29.6	
65歳以上	19,990,854	19,583,975	404,635	2.0	860,284	812,386	47,378	5.5	

出典：総務省統計局「国勢調査」

2023年1月24日総務省統計局国勢統計課

1) 同居しているか否か判定できない者を含む。
2) 同居しているか否か判定できない者を除いて算出
3) 年齢不詳を含む。

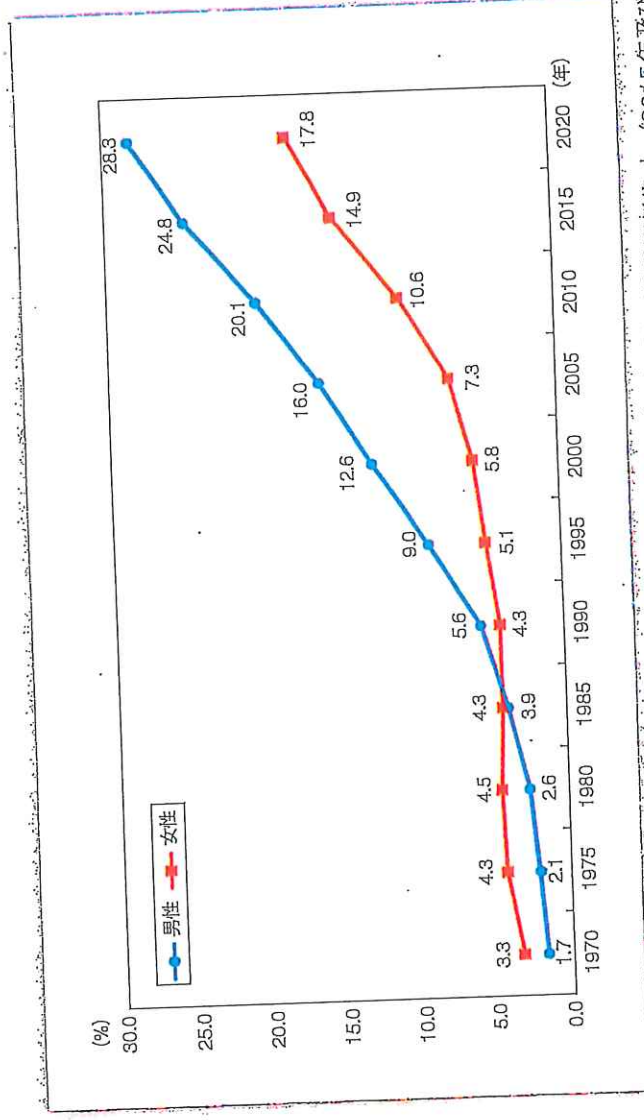
※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

未婚化の進行

さらに、50歳時の未婚割合¹をみると、1970年は、男性1.7%、女性3.3%であった。その後、男性は一貫して上昇する一方、女性

は1990年まで横ばいであったが、以降上昇を続け、2015年国勢調査では男性24.8%、女性14.9%、2020年は男性28.3%、女性17.8%と、それぞれ上昇している^{2,3}。(第1-1-10図)

第1-1-10図 50歳時の未婚割合の推移



資料：各年の国勢調査に基づく実績値（国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」。(2015年及び2020年は配偶関係不詳補充結果に基づく。)

1 45~49歳の未婚率と50~54歳の未婚率の平均。
 2 出生率の低下要因は、我が国では婚外出生が依然少ないため、結婚行動の変化（未婚化）と夫婦の出産行動の変化（有配偶出生率の低下）にほぼ分解され、前者の引下げ効果は、後者の効果に比べてはるかに大きいとの指摘がある（岩澤美帆・金子隆一・佐藤龍三郎（2016）「ポスト人口転換期の出生動向」、金子隆一編著「ポスト人口転換期の出生動向」、佐藤龍三郎・金子隆一編著「ポスト人口転換期の出生動向」、金子隆一・佐藤龍三郎（2016）「ポスト人口転換期の出生動向」、金子隆一編著「ポスト人口転換期の出生動向」、佐藤龍三郎・金子隆一編著「ポスト人口転換期の出生動向」原書を参照）。

3 具体的には、1950年代後半から1970年代前半にかけての合計特殊出生率に相当する数値2.01から2012年の1.38までの変化量は、約90%が初婚行動の変化、約10%が夫婦の出生行動の変化で説明できるとされている（2012年の数値の考え方を含め、岩澤美帆（2015）「少子化をもたらした未婚化および夫婦の変化」、高橋重郷・大淵寛編著「人口減少と少子化対策」（人口学ライブラリー16）原書、岩澤美帆・金子隆一・佐藤龍三郎（2016）「ポスト人口転換期の出生動向」、佐藤龍三郎・金子隆一編著「ポスト人口転換期の日本」（人口学ライブラリー17）原書を参照）。

6 夫婦の出生力

6.1 完結出生子ども数

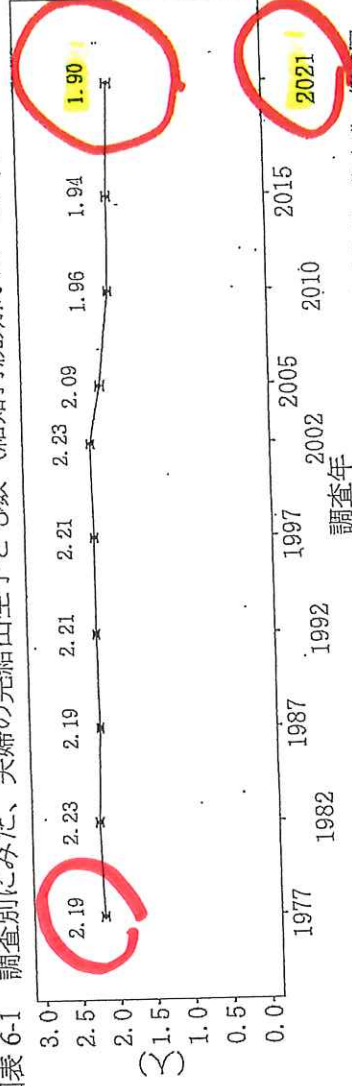
夫婦の最終的な出生子ども数を「完結出生子ども数（完結出生児数）」と呼ぶ（夫婦一組あたり平均出生子ども数に相当）。本調査では、子どもを追加する予定がほぼない結婚持続期間 15～19年の夫婦の平均出生子ども数を完結出生子ども数と定義し、集計結果を示してきた。前回調査までのこの指標を妻の調査時年齢が 50 歳未満の夫婦について集計しているが、今回の調査では妻の年齢が 55 歳未満の夫婦について集計した結果を示す（※）。また、これとは別に、妻が 45～49 歳の夫婦について平均出生子ども数も算出した「妻 45～49 歳夫婦の出生子ども数」を後掲する。

※完結出生子ども数算出における妻の調査時年齢の上限引き上げについて
結婚持続期間 15～19年の夫婦の完結出生子ども数の集計において、妻の調査時年齢を 50 歳未満に限定すると、妻が 30～34 歳で結婚した夫婦の一部および 35 歳以上で結婚した夫婦が集計対象から除かれる。「人口動態調査」（厚生労働省）による婚姻発生統計によれば、過去調査における結婚持続期間 15～19年の夫婦の婚姻年次については、妻が 50 歳未満で結婚した夫婦のうち妻の初婚年齢が 30～34 歳である割合は 4～13%で推移してきた。しかし、第 16 回調査において結婚持続期間 15～19年として集計対象となる夫婦（2001～2006年に結婚）では晩婚化が一段と進展し、妻が 30～34 歳で結婚している割合が 20%程度にまで増加した。そこで第 16 回調査においては、集計対象の年齢上限を 50 歳未満から 55 歳未満に引き上げ、妻が 30～34 歳で結婚した夫婦をすべて含めて完結出生子ども数を算出した。なお、妻の年齢を 50 歳未満に限定した場合の第 16 回調査の集計結果は注に記載しているが、子ども数が比較的少ない、妻が 30～34 歳で結婚した夫婦の一部が除かれているため、平均出生子ども数は過大となっている。

<夫婦の完結出生子ども数は引き続き減少>

結婚持続期間 15～19年の夫婦の完結出生子ども数は、2002年（第12回）調査までは 2.2 人前後で安定的に推移していたが、その後低下し、今回調査では 1.90 人となり最低値を更新した。

図表 6-1 調査別にみた、夫婦の完結出生子ども数（結婚持続期間 15～19年）



注：対象は結婚持続期間 15～19年の初婚どうしの夫婦。第 15 回以前は妻の調査時年齢 50 歳未満、第 16 回は妻が 50 歳未満で結婚し、妻の調査時年齢 55 歳未満の夫婦について集計。出生子ども数不詳を除き 8 人以上を 8 人として平均値を算出。図中のマーカー上のエラーバーは 95% 信頼区間を示している。第 16 回（2021）については、前回までと同様に妻の年齢 50 歳未満（結婚年齢 35 歳未満）で集計した場合、1.99。ここには妻が 30～34 歳で結婚した一部と 35 歳以上で結婚した夫婦が含まれない。客観的には、第 7 回（1977）1,427、第 8 回（1982）1,429、第 9 回（1987）1,755、第 10 回（1992）1,849、第 11 回（1997）1,334、第 12 回（2002）1,257、第 13 回（2005）1,078、第 14 回（2010）1,385、第 15 回（2015）1,232、第 16 回（2021）948。各集計対象の平均初婚年齢は以下の通り：第 7 回（1977）23.9 歳、第 8 回（1982）23.9 歳、第 9 回（1987）23.9 歳、第 10 回（1992）24.2 歳、第 11 回（1997）24.8 歳、第 12 回（2002）25.1 歳、第 13 回（2005）25.4 歳、第 14 回（2010）25.8 歳、第 15 回（2015）26.1 歳（いずれも初婚年齢 35 歳未満）、第 16 回（2021）27.0 歳（初婚年齢 35 歳未満）、27.8 歳（初婚年齢 40 歳未満）。

【概要版図表 6-1 調査別にみた、夫婦の完結出生子ども数（結婚持続期間 15～19年）】

出典）政府作成資料